

佐賀県条例第5号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。